



Australian
BORDER FORCE

旅行者－免税枠

オーストラリア国外からオーストラリアに入国する旅行者（乗務員を含む）には、さまざまな物品に対して数多くの免税枠が与えられています。免税枠は、当該物品が個人用であり、かつ機内持ち込み手荷物または受託手荷物の一部として旅行者が所持している場合に限り適用されます。

以下の個人用の物品には関税および税金がかかりません。

当該渡航者が、オーストラリアに入国する前に 12 ヶ月間、所有および使用していた物品、

一時的に輸入された物品（移民・国境警備省から、現金または銀行保証の形で担保を要求されることがあります。）

その他の物品（国外で購入した物品およびオーストラリア入国時に免税店で購入した物品を含む）に対しても、免税限度枠が適用されることがあります。居住者がオーストラリアから出国する際に免税店で物品を購入した場合、帰国時に、当該物品に関税または税金がかかることがあります。

注意：旅客と乗務員は、適用される免税枠が異なります。

旅客の免税枠

旅客は、以下の一般財、アルコールおよびタバコを無関税および／または無税で持ち帰ることができます。

- 個人用の衣服および履き物（毛皮製の衣料を除く。）
- 個人用の衛生用品または化粧品（香水原液を除く。）
- 出国時に居住者によってオーストラリアから持ち出され、居住者が持ち帰った物品（オーストラリア出国時に、無関税もしくは無税で購入したもの、または旅行者払戻制度に基づいて払い戻しが行われたものを除く。）
- 旅行者によってオーストラリア内に持ち込まれ、出国時にオーストラリアから持ち出される予定である物品
- 輸入前に 12 ヶ月間、旅行者によって所有および使用されていた個人用物品（毛皮製の衣料を含む）
- 成人 1 人当たり購入価格総額が 900 豪ドルを超えず、未成年者 1 人当たり購入価格総額が 450 豪ドルを超えないその他の物品（この 900 豪ドルの免税枠には、アルコールおよびタバコ製品は含まれません。）
- 18 歳以上の旅客 1 人につき、2.25 リットルのアルコール飲料
- 18 歳以上の乗客 1 人につき、あらゆる形態の（紙巻きタバコ、葉タバコなど）タバコ 25 グラム（約 25 本のタバコに相当）

と開封した箱一箱

乗務員の免税枠

乗務員には、以下の免税枠が与えられています。

- 衣服、トイレタリーなどの個人用衛生用品・化粧品用品（毛皮製衣料および香水原液を除く。）
- 乗務員が持ち帰る物品で、出国時にオーストラリアから持ち出さなければならないもの
- 購入価格総額が 450 豪ドル以下のその他の品物
- 18 歳以上の乗務員 1 人につき、2.25 リットルのアルコール飲料、および
- 18 歳以上の乗務員 1 人につき、あらゆる形態の（紙巻きタバコ、葉タバコなど）タバコ 25 グラム（約 25 本のタバコに相当）と開封した箱一箱

乗務員は、免税枠をまとめることはできません。

免税枠を超えた場合

旅行者がオーストラリアの免税枠を超えた場合、免税枠を超えた物品だけでなく、同じ種類の品物全て（一般財、アルコールまたはタバコ）に関税および税金がかかります。

旅行者が免税枠を超えて品物を有している場合、その品物を申告し、支払うべき関税及び税金を計算するために、購入証明書をオーストラリア国境警備局の職員に提示しなければなりません。

旅行者の所有を超える物品を申告しないと、罰則が科せられることがあります。

家族でオーストラリアに入国する場合に各人の免税枠をまとめる

家族が同じ航空便／船便で入国し、一緒に免税の審査（すなわち、入国審査）を受ける場合に限り、家族は免税枠をまとめることができます。

例えば、4 人家族（成人 2 人、子供 2 人）は、以下のものを持ち込めます。

- 4.5 リットルのアルコール飲料（成人 2 人の免税枠×2 = 4.5 リットル）
- タバコ 50 本（成人のタバコ免税枠 25 本×2 = 50 本）と開封した箱
- 2,700 ドル相当の一般財（贈り物、おみやげ、カメラ、電子機器、皮製品、宝石類、時計およびスポーツ用品を含む）
（成人の一般財免税枠（900 ドル）×2 + 18 歳未満の旅行者の一般財免税枠（450 ドル）×2 = 2,700 ドル

共有の場合にも、免税枠をまとめることができます。例えば、一緒に旅行している兄弟が品物を一緒に購入し、共有を証明する書類（例えば、レシート）を持っている場合には、免税枠をまとめることができます。

旅行者払戻制度（TRS）の規定が適用される物品を携行してオーストラリアに帰国する

TRSに基づいて、出国時に物品サービス税（GST）の払い戻しを請求した物品を携行して、旅行者がオーストラリアに戻る場合、

物品の価格が 900 ドルの旅客免税枠を超えていれば、入国旅客カードの質問 3 で当該物品を申告しなければなりません。

旅客免税枠を超える物品に関して受領した GST の払い戻しは、当該物品がオーストラリアに持ち込まれる場合には返金しなければなりません。